



2022年2月14日

各 位

会 社 名 千代田インテグレ株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 小池光明
(コード番号 6915 東証第1部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 松重宗徳
TEL. 03-3542-3411

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2022年3月30日開催予定の第66回定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 提案株主

株主名：Nippon Active Value Fund plc

II. 本株主提案の内容

1. 議題

- (1) 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- (2) 自己株式取得の件

2. 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は提案株主様から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま記載したものであります。

III. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 「(1) 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件」

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社取締役の報酬については、2006年11月29日開催の第51回定時株主総会において、限度額を年額350百万円以内（ただし使用人給与分を含まない）と決議いただいております。当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、基本報酬としての固定報酬と当社の連結業績を反映する業績連動報酬で構成しております。また、社外取締役の報酬につきましては、固定報酬のみによって構成しております。取締役（社外取締役を除く）の報酬体系における業績連動要素部分の割合は取締役

会において決定（報酬全体の概ね3割）しております。業績連動報酬に係る指標は、連結売上高及び連結営業利益を基礎とし、各役員の役割・担当業務の中長期的な取り組み状況等を総合的に勘案して支給額を決定しております。なお、2021年12月期に取締役（社外取締役を含む）に支給した報酬の総額は148百万円です。

このように当社取締役（社外取締役を除く）の報酬制度はすでに当社の業績を反映するものとなっております。さらに株式に連動した報酬を導入することを当社として否定することはいたしません。なお、上記株主総会において決議いただいた報酬限度額と支給実績額との差額を有効活用することが可能であり、これに加えて年額350百万円もの株式報酬枠を設定することは当社の実績に鑑みて明らかに過大であり、支給対象が取締役を含む上級職者に限定されることから経営陣と一般従業員との一体感が損なわれかねない点においても適切ではないと考えております。

当社は、株価に連動する報酬（必ずしも株式報酬に限られず現金報酬も含む）の導入も含め、当社株主との適切な価値共有を図ることができる報酬制度を検討してまいります。

2. 「(2) 自己株式取得の件」

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、自己株式の取得は株主還元の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のために有効であると認識しており、これまで継続的に自己株式の取得を実施しております。直近でも2021年9月開催の取締役会決議に基づき、2021年9月13日から同年11月30日の期間において東京証券取引所における市場買付けにより取得総数200,000株、取得総額441,485,400円の自己株式を取得いたしました。

さらに、本日発表の中期経営計画（対象期間：2022年1月～2024年12月）において、総還元性向120%を目処（うち配当性向50%以上を目処。なお前中期経営計画（対象期間：2019年1月～2021年12月）においては総還元性向80%を目処）とした自己株式の取得を機動的に実施することを決めました。対象期間の業績計画における当期純利益合計額6,600百万円に基づく自己株式取得予定額は3年間で4,620百万円程度となり、提案いただいた2,562百万円を上回ります。

当社株式の流動性に鑑みると1年間で2,562百万円の自己株式を市場にて取得することは現実的ではなく、上記中期経営計画における還元性向及び実際の当社業績に基づき、当社株式の取引の状況及び株価を踏まえながら適切な時期においてコンスタントに自己株式の取得を実施することが適切であると考えています。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

※提案株主様から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま記載しております。

第1 提案する議題

1. 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
2. 自己株式取得の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1. 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2006年11月29日開催の第51回定時株主総会において、年額350百万円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない)とすることが承認されているが、今般、当社の取締役(社外取締役である取締役を含み、以下「対象取締役」という。)に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに年額350百万円以内、付与株式数の上限135,300株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付き株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入されておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を当社の全取締役(社外監査役を含む)とするのみならず、監査役、執行役員を含めた上位20名の当社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職員に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

2. 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数1,220,000株、取得価額の総額金2,562,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数(自己株式を除く)の約10%を自己株式として取得する施策を採用すべきと考えます。

以上